

質 問 回 答 書

業務名：橋梁点検業務委託（その１）

質問 1.

計画準備、定期点検、報告書作成で計上する「AI 橋梁診断支援システムによる点検」の歩掛又は参考資料をご教示願います。

回答 1. AI 橋梁診断支援システムによる計画準備、定期点検及び報告書作成に係る歩掛については、3 社以上から見積りを徴取し、その平均値を採用しております。
なお、当該歩掛の詳細については、開示しておりません。

質問 2.

全国道路施設点検データベース登録料の歩掛又は参考資料をご教示願います。

回答 2. AI 橋梁診断支援システムによる計画準備、定期点検及び報告書作成に係る歩掛については、3 社以上から見積りを徴取し、その平均値を採用しております。
なお、当該歩掛の詳細については、開示しておりません。

質問 3.

橋梁点検車の 10 橋当りの利用日数をご教示願います。

回答 3. 橋梁点検車の利用日数については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

質問 4.

高所作業車で計上する損料は第何欄を計上するのかご教示願います。

回答 4. 高所作業車の損料については、埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じております。

質問 5.

高所作業車の利用日数をご教示願います。

回答 5. 高所作業車の利用日数については、作業橋梁一覧における 3 橋を対象とし、埼玉県土木工事標準積算基準書に準じて、橋長及び幅員から面積を算出の上、設定しております。

質問 6.

安全費の交通誘導警備員 A・B の人数をご教示願います。

回答 6. 橋梁点検車による点検業務の安全費については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

また、その他の交通誘導員については、埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じ、安全費に含めております。

質問 7.

AI 橋梁診断支援システム利用料の 1 橋当り単価もしくは参考資料をご教示願います。

回答 7. AI 橋梁診断支援システム利用料については、3 社以上から見積りを徴取し、その平均値を採用しております。

なお、当該単価の詳細については、開示しておりません。

質問 8.

見積を採用している場合は、その歩掛や単価などは公表して頂けるのでしょうか。

回答 8. 見積りを採用している歩掛及び単価については、開示しておりません。

質問 9.

委託費内訳書の第 6 号一位代価表「機械経費（橋梁点検車）」の「橋梁点検車歩廊式」について、積算上計上されている「日数」をご教示いただけますでしょうか。

回答 9. 橋梁点検車歩廊式の日数については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

質問 10.

委託費内訳書の第 7 号一位代価表「機械経費（高所作業車）」の「高所作業車」について、積算上計上されている「日数」をご教示いただけますでしょうか。

回答 10. 回答 5 のとおりです。

質問 11.

委託費内訳書の第 8 号一位代価表「安全費（橋梁点検車）」の「交通誘導警備員 A」,「交通誘導警備員 B」について、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版) 11 頁 安全費」の数量を適用されていますでしょうか。

回答 11. 「交通誘導警備員 A」及び「交通誘導警備員 B」については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

質問 12.

質問 11 について、適用されている場合、対象となる橋長の規格は「50mを超える」の数量を適用されているのでしょうか。異なる場合、正しい規格をご教示ください。

回答 12. 対象橋梁の規格については、作業橋梁一覧を参照してください。

質問 13.

質問 11 について、適用されていない場合、10 橋あたりの「交通誘導警備員 A」,「交通誘導警備員 B」の数量（人）をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 13. 回答 11 のとおりです。

質問 14.

委託費内訳書の「安全費（橋梁点検車）」について、「1 橋」と記載があります。積算上、対象となる橋梁は「R8 年度 作業橋梁一覧」の「3：本富士見橋」でしょうか。

回答 14. お見込みのとおりです。

質問 15.

委託費内訳書の第 10 号一位代価表「AI 橋橋梁支援システム利用料」について、積算上適用された「単価の引用図書（書籍名、頁数、図書上の項目名、割引等の補正率）」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 15. 回答 7 のとおりです。

質問 16.

委託費内訳書の「一般管理費等」について、積算上、算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 16. 一般管理費等の算定対象外となる項目はありません。

質問 17.

委託費内訳書の第 0001 号一位代価表（施工歩掛表）「安全費（橋梁点検）」について、積算上の算定対象額となる項目は「直接人件費全額（委託費内訳書の「計画準備」～「全国道路施設点検データベース登録」の合計額）」という認識でよろしいでしょうか。

回答 17. 橋梁点検車による点検業務の安全費については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

質問 18.

委託費内訳書の
第 0001 号一位代価表（特殊施工単価）「計画準備（5 m 超え 10 m 以下）」～
第 0003 号一位代価表（特殊施工単価）「計画準備（15 m 超え 20 m 以下）」、
第 0005 号一位代価表（特殊施工単価）「定期点検（5 m 超え 10 m 以下）」～
第 0010 号一位代価表（特殊施工単価）「定期点検（50 m 超え）」
第 0012 号一位代価表（特殊施工単価）「報告書作成（5 m 超え 10 m 以下）」
～第 0017 号一位代価表（特殊施工単価）「報告書作成（50 m 超え）」
第 0019 号一位代価表（特殊施工単価）「業務着手時」～第 0021 号一位代価表
（特殊施工単価）「成果品納入時」
第 0025 号一位代価表（特殊施工単価）「計画準備（20 m 超え 30 m 以下）」
～第 0027 号一位代価表（特殊施工単価）「計画準備（50 m 超え）」
について、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）」
に基づいて計上されていますでしょうか。

回答 18. お見込みのとおりです。

質問 19.

委託費内訳書の第 0004 号一位代価表（特殊施工単価）「計画準備（小規模橋梁点検）」，第 0011 号一位代価表（特殊施工単価）「定期点検（小規模橋梁点検）」，第 0018 号一位代価表（特殊施工単価）「報告書作成（小規模橋梁点検）」について、積算上適用された歩掛の「掲載図書（基準書名，頁数，基準書上の項目名）」，「補正条件」，「補正率算出のために使用した数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 19. 回答 1 のとおりです。

質問 20.

委託費内訳書の第 0022 号一位代価表（特殊施工単価）「橋梁点検車」について、積算上、「令和 7 年 4 月版 道路橋定期点検業務積算資料(暫定版) 10 頁機械経費」に基づいて計上されていますでしょうか。
上記と異なる場合、1 日あたりの「運転手（一般）」，「軽油」，「橋梁点検車 歩廊式」の数量をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 20. お見込みのとおりです。

質問 21.

委託費内訳書の第 0022 号一位代価表（特殊施工単価）「橋梁点検車」の「橋梁点検車 歩廊式」について、積算上、「損料」と「賃料」のどちらの単価を採用されておりますでしょうか。また、「賃料」の場合、長期割引は適用されておりますでしょうか。

回答 21. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じ、1 日当たりの損料を計上しております。

質問 22.

委託費内訳書の第 0022 号一位代価表（特殊施工単価）「橋梁点検車」の「橋梁点検車 歩廊式」について、積算上、「令和 7 年 10 月版 埼玉県土木工事標準積算基準書（機械経費編） 222（6-8）頁 13 欄」に記載の単価を適用されていますでしょうか。

回答 22. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じ、1 日当たりの損料を計上しております。

質問 2 3.

委託費内訳書の第 0022 号一位代価表（特殊施工単価）「橋梁点検車」の「諸雑費（まるめ）」について、積算上の「端数処理方法（上位四桁未満切上げ等）」をご教示いただけますでしょうか。

回答 2 3. 有効数字 4 桁で丸めております。

質問 2 4.

委託費内訳書の第 0023 号一位代価表（特殊施工単価）「高所作業車」について、積算上適用された歩掛の「掲載図書（基準書名, 頁数, 基準書上の項目名）」、「補正条件」, 「補正率算出のために使用した数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 2 4. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じ、1 日当たりの損料を計上しております。

質問 2 5.

委託費内訳書の第 0023 号一位代価表（特殊施工単価）「高所作業車」の「運転手（一般）」, 「軽油」, 「高所作業車[トラック架装・伸縮ブーム]」の 1 日あたりの数量をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 2 5. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じて計上しております。

質問 2 6.

委託費内訳書の第 0023 号一位代価表（特殊施工単価）「高所作業車」の「高所作業車[トラック架装・伸縮ブーム]バスケット型 11.0～12.0m 200kg2 名」について積算上、「損料」と「賃料」のどちらの単価を採用されておりますでしょうか。
また、「賃料」の場合、長期割引は適用されておりますでしょうか。

回答 2 6. 回答 24 のとおりです。

質問 2 7.

委託費内訳書の第 0023 号一位代価表（特殊施工単価）「高所作業車」の「高所作業車[トラック架装・伸縮ブーム]バスケット型 11.0～12.0m 200kg2 名」について、積算上、「令和 7 年 10 月版 埼玉県土木工事標準積算基準書（機械経費編） 72（2-31）頁 13 欄」に記載の単価を適用されていますでしょうか。

回答 2 7. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）の損料にて計上しております。

質問 2 8.

委託費内訳書の第 0023 号一位代価表（特殊施工単価）「高所作業車」の「諸雑費（まるめ）」について、積算上の「端数処理方法（上位四桁未満切上げ等）」をご教示いただけますでしょうか。

回答 2 8. 有効数字 4 桁で丸めております。

質問 2 9.

委託費内訳書の第 0024 号一位代価表（特殊施工単価）「全国道路施設点検データベース登録」について、積算上適用された歩掛の「掲載図書（基準書名，頁数，基準書上の項目名）」、「補正条件」，「補正率算出のために使用した数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。

回答 2 9. 回答 7 のとおりです。

質問 3 0.

本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」，「積算上採用された基準数量当り歩掛」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 3 0. 単価については、3 社以上から見積りを徴取し、その平均値に近い単価を採用しております。なお、開示はしておりません。

質問 3 1.

本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」，「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 3 1. 歩掛については、3 社以上から見積りを徴取し、その平均値に近い単価を採用しております。なお、開示はしておりません。

質問 3 2.

本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。

回答 3 2. 独自の補正率は採用しておりません。

質問 3 3.

特記仕様書の第 9 条（事業者資格等）で要求されております 3 種類の ISO につきまして、契約権者である支店・営業所で認証を受けている必要がありますでしょうか。

回答 3 3. 支店・営業所で認証を受けている必要はありません。

質問 3 4.

計画準備・定期点検・報告書作成は、「道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）令和 7 年 4 月 国土交通省 道路局」の歩掛を用いて積算をしていますでしょうか。見積の項目がありましたら、該当する代価表をご教示頂けますでしょうか。また、見積項目については、人工数をご教示頂けますでしょうか。

回答 3 4. 小規模橋梁点検の計画準備、定期点検及び報告書作成の歩掛については、3 社以上から歩掛の見積りを徴取し、その平均値に近い歩掛を採用しております。なお、開示はしておりません。
その他の歩掛については、道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に準じております。

質問 3 5.

交通誘導員 A・B の人数をご教示頂けますでしょうか。

回答 3 5. 回答 6 のとおりです。

質問 3 6.

橋梁点検車・高所作業車の軽油の数量（L）と賃料の数量（日）を、それぞれご教示頂けますでしょうか。

回答 3 6. 橋梁点検車については道路橋定期点検業務積算資料（令和 7 年 4 月）に、高所作業車については埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）に準じております。

質問 3 7.

全国道路施設点検データベース登録は、見積項目になりますでしょうか。その場合、人工数をご教示頂けますでしょうか。
見積ではない場合、歩掛の出典資料名をご教示頂けますでしょうか。

回答 3 7. 回答 2 のとおりです。

質問 3 8.

交通誘導警備員 A、B のそれぞれの数量をご教示願います。

回答 3 8. 回答 6 のとおりです。

質問 3 9.

橋梁点検車・高所作業車につきまして、それぞれ軽油の数量をご教示願います。

回答 3 9. 回答 36 のとおりです。

質問 4 0.

橋梁点検車・高所作業車につきまして、それぞれ長期割引の適用有無をご教示願います。

回答 4 0. 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和 7 年 10 月）の損料にて計上しており、長期割引は適用しておりません。

質問 4 1.

橋梁点検車・高所作業車の諸経費（まるめ）について、それぞれ端数処理（有効数字 4 桁のまるめ）は、次のどれが該当しますでしょうか？
もし、それ以外であればご教示お願い致します。
① 5 桁目を四捨五入する
② 5 桁目を切捨てる
③ 5 桁目を切上げる

回答 4 1. ③です。

質問 4 2.

第 7 号一位代価表 機械経費(高所作業車)の積算上の日数をご教示ください。

回答 4 2. 回答 5 のとおりです。

質問 4 3.

第 0022 号一位代価表(特殊施工単価) 橋梁点検車 1 日当りにおける運転手(一般)、軽油、橋梁点検車歩廊式の積算上の数量をご教示ください。

回答 4 3. 回答 20 のとおりです。

質問 4 4.

軽油の仕様は、パトロール給油またはスタンド渡しでしょうか。

回答 4 4. 軽油については、パトロール給油で計上しております。

質問 4 5.

橋梁点検車 歩廊式は物価資料による平均値を採用していますか。また、長期割引は適用されていますか。

回答 4 5. 回答 40 のとおりです。

質問 4 6.

諸経費(まるめ)は、上位 4 桁となるように切り上げでよろしいでしょうか。

回答 4 6. 有効数字 4 桁で丸めております。

質問 4 7.

高所作業車は損料で計上されていると考えてよろしいでしょうか。損料で計上する場合は、「令和 8 年度版建設機械等損料表」における(13)欄損料を計上すると考えてよろしいでしょうか。その際、損料に乗じる運転時間についてご教示ください。

回答 4 7. 埼玉県土木工事標準積算基準書(令和 7 年 10 月)の損料にて計上しております。

質問 48.

第 0024 号第一位代価表 全国道路施設点検データベースの歩掛をご教示ください。

回答 48. 回答 2 のとおりです。